

# いのちのイメージ

高齢社会が到来した日本において、高齢者を取り巻く環境は多様を極める。

ここでは1. 老い、2. 自然災害、3. 虐待の見地から

実践者の現状報告を読み解き、高齢者の「いのち」について考えていきたい。

## 1

### 生と死を見つめて 老いの臨床と国際協力の現場から

執筆：本田 徹

堀切中央病院 院長  
シェア=国際保健協力市民の会 (SHARE) 代表



#### ■ はじめに

筆者は団塊世代に属する医師で、これまで、北海道、長野県、東京都の各地域の病院・診療所で30年にわたって臨床医をしてきた。また1977年、青年海外協力隊の医師隊員としてチュニジアに派遣され、2年間働いたことが契機となり、83年国際医療保健協力を専門とするNGO (非政府組織)・SHAREの設立に携わり、以後23年間、開発途上国の難民や災害医療の現場、農村地域の人々に対するプライマリ・ヘルス・ケア (以下、PHC)、「寄せ場」と呼ばれる東京・山谷地域や新宿界隈のホームレスの人々への医療支援にささやかながら従事してきた。そうした「現場」で見つめてきた、人の「生き死に」の姿や、老いの中で人々が支え合いながら、尊厳を持って暮らす様子を報告し、21世紀の高齢社会について考察と提言を試みたい。なお筆者の医療保健活動の原点は、チュニジアやカンボジアなど途上国での経験と、信州・佐久総合病院の故・若月俊一先生のもとで学んだ、日本の地域医療独自のスピリットと方法論であろう。

#### ■ 高齢者の医療・福祉・介護を照らす PHC

78年、旧ソ連邦カザフ共和国の首都アルマ・アタに、WHOとUNICEFの呼び



D・ワーナーの資料より

出典：DINF (障害保健福祉研究情報システム) ホームページ <http://www.dinf.ne.jp/doc/english/global/david/dwe001/dwe00101.htm>

かけのもと、140カ国の政府代表が集まって、PHCに関する世界宣言が出された。有名な“Health for All”という標語に象徴されるように、健康を万人にとっての普遍的で平等な権利とみなし、その実現のために、住民主体のさまざまな活動の方法と内容を提示している。

このアルマ・アタ宣言はその後、今日に至るまで、途上国の保健・医療政策における主導理念となってきた。西ヨーロッパ諸国やカナダ、オーストラリアでも、PHCは、先進国の社会文脈において有効・必要なものと評価されてきた。残念ながら日本には、医師の裁量権に配慮して、「プライマリ・ケア」という、「ヘルス」の語を除いたかたちで輸入され、医学的介入優先で、住民参加や自己決定などPHC本来の要素を捨象するという、不幸な受容の歴史をたどった。

PHCはその後、2000年の介護保険時代を迎えて、建前的には、日本の医療・保健・介護の現場に復活した。それは、介護サービスが、従来の行政的措置に代わって、介護保険制度で運用されるため、クライアントや家族が、多様なサービス・メニューの中から必要に応じて選択していくやり方が、全国一律に行われるようになった結果といえる。もちろん建前としての自己決定権や選択の自由と、介護保険制度の運用実態との乖離は大きく、この制度の永続性 (サステナビリティ) は、財源確保とともに、PHCの精神を制度の根幹に据えられるかにかかっている。その精神とは、「国連障害者の日」の共通標語、“Nothing about us without us” (私たちににかかわることを、私たちの知らぬところで決めないで) という、当事者の意思・権利を、高齢者医療・保健・介護においても、最大限尊重することであろう。

#### ■ 東京下町の病院の「出かけていく医療」

葛飾区は区内の人口約44万人のうち、65歳以上の高齢化率が20%を超え、隣接する足立区とともに、東京都の中でも高齢人口比率が急増している区部である。私どもの病院は、中小規模の都指定2次救急医療機関として、また急性期一般病床と療養病床のケアミックス型病院としての特色を生かした、病院づくりを目指してきた。地域の高齢者が安心して老い、希望があればとことん在宅で看取りやケアを受けられ、家族がいても独居でも、納得のいく人生の終わりを方を実現できるように支援してきた。

そのためには、医者や看護師は、病

院の中だけを守り、待ち構えては駄目で、患者さんの住む地域・家に積極的に出かけ、課題や悩みを発見し、共感的理解が可能となるような関与、アプローチが求められる。

ここで、私どもが診させていただいた、ある患者さんの見事な最期をご紹介します。

Hさんは、82歳の男性で、1937年助産師だったA子さんと結婚、二男一女をもうけた。42年に召集され満州に従軍。敗戦直後ソ連軍に捕らえられシベリアに抑留。4年間、酷寒地での厳しい労役を生き延びて帰国。その後、葛飾に居を構え、ハイヤー運転手をしながら、子どもたちを育てた。

弁と筆が立つうえに、人柄も高潔で人望があり、タクシー組合の委員長を長年務められたとも聞く。筆者の外来へ高血圧などで通い始めて間もない秋立つ頃、食思の不振、上腹部の痛みを訴えられるようになった。貧血もあり、外来で内視鏡検査を行ったところ、幽門部をふさぐかたちで進行胃ガンが見つかった。病名告知をしたうえで、大学病院などへの紹介も勧めたが、心に期するところがあつたらしく、手術も抗ガン剤治療も希望しないという。そのうち食事も通りづらくなり、入院していただき、点滴を始めたところ、2、3日目に、「入院治療がどういものかよくわかったから、これ以上長居は無用だ」ときっぱり仰って、点滴を自己抜き、病棟のナースの制止も振り切り、あきれ顔の奥さん連れられて家に帰ってしまわれた。

翌日、お宅に伺い、ご本人の望まない治療を行ったことをお詫びしたうえで、幽門狭窄や痛みの症状が出てきたときのことを考え、往診だけは続けさせていただきたいとお願いし、お許しを得た。その後、痛み止めの徐放性モルヒネ剤と液体の経腸栄養剤だけで、いったんは驚くほど回復され、奥さん連れて、得意の車を駆って温泉に出かけたりもされた。大変な読書家で、隅々まで新聞に目を通し、日本の政治や社会に対する旺盛な関心と批判意識は、最期の日々まで衰えなかった。結局、Hさんは10ヵ月近く悠々自適の在宅生活を送られ、翌年の6月、静かに息を引き取られた。木村利人氏の「自分のいのちは自分で決める」を文字どおり実践された、すばらしい生涯だった。



路上に住むおじさんたちに声をかける訪問看護師  
写真提供：コスモス

## ■ ホームレスを老いること

日本でも、高齢者が、棄民というかたちで医療や福祉のセーフティ・ネットからこぼれていく顕著な例として、野宿者問題が挙げられる。数は多くないが、日本国憲法が掲げてきた、すべての国民に等しく、医療や福祉の保障をするという政策の破綻と取れなくもない。

Oさんは、リヤカーで古紙の回収を生業としながら、大好きな山谷で大好きな酒と俳句を生きがいに、長年がらばってこられた。ドヤ（簡易旅館）に泊まる金がなくなると、アオカン（野宿）する。彼は山谷俳句会の有力メンバーで、小野瀬訓央という名で活躍された。微醺を帯びて、ボランティアの運営する山友クリニックへ診察に訪れる度、近作を端正な字で書いたメモを、うれしそうに見せてくださった。老いの迫る中で、彼は自分のライフ・スタイルを貫き、俳句作家として秀逸な作を数々残された。最後にお会いしたとき、「お茶の水の大学病院で献体の手続きをしてきたよ」と、さばさばした表情で一句を示されたのが忘れられない。

老いの手に地下足袋のコハゼや霜真近くの字にて腹で荷を引く梅雨はしり露ふくむ故紙の計量わずか増え  
献体をきめて湯島の梅を観る

## ■ 結びとして——21世紀の高齢社会を生きがいあるものにしていくために

老化は人の一生の「暮れ方」を訪れる避けがたいプロセスだが、老いを肯定的にあるいは創造的に生き得るかどうかは、個人の資質や体験、その人の老後生活を支え、ともに生きる場や関係としてある地域や家族、そして社会保障のシステムにもよるところが大きい。これまで日本の老人にはどちらかといえば、医療や介護・福祉に関する権利意識が希薄だった。社会的に弱いグループが自己主張の声を上げたとき、それにきち

んと耳を傾け、オープンに議論して、必要な支援をしていく政治風土や合意形成の社会的プロセスが弱かったのだ。これは木村利人氏のいう、バイオエシックスに基づく公共政策形成力の弱さといえるだろう。しかし、団塊世代が、大量に高齢者の仲間入りをする、2010年代には、お仕着せの福祉に甘んじ、かわいい老人を演じ、自分たちが求めるものをぐっと我慢している時代は終焉せざるを得ないだろう。そこに、大きな試練と、一つの希望を、当事者の一人として見いだしたい。筆者にとって、「老いの生」の一つの理想の姿は、老子の次の詩に示されている。

知其白、守其黒（老子第28章）

君のなかにある白くて清いものを意識しつつ、  
黒くて汚れたものとともに居る  
（加島祥造訳）

だれにも避けることのできない「老い」のいのちを、このような深い自覚を持ちつつ、「白くて清いもの」への思いを失わずに、まっとうしたいものだ。

### 【参考文献】

- ・D・ワーナー、D・サンダース 1998『いのち・開発・NGO——子どもの健康が地球社会を変える』／新評論
- ・中西正司・上野千鶴子 2003『当事者主権』／岩波新書
- ・加島祥造 2000『タオー老子』／筑摩書房
- ・木村利人 2000『自分のいのちは自分で決める——生病老死のバイオエシックス=生命倫理』／集英社
- ・本田徹 2003『養老孟司さんの頭の中の「バカ」の壁』／『季刊Shelter-less no.19 2003 Winter』／新宿ホームレス支援機構

参考：SHARE=<http://share.or.jp>

山友会=

<http://www2.gol.com/users/sanyukai>

訪問看護ステーション コスモス=

<http://www3.ocn.ne.jp/~s.cosmos>

きぼうのいえ=<http://www.kibounoie.info>

新宿連絡会=<http://www.tokyohomeless.com>

### 本田 徹 Toru Honda

1947年生まれ。北海道大学医学部卒業。77年より青年海外協力隊医師隊員としてチュニジアに派遣。長野県佐久総合病院、日産厚生会玉川病院勤務を経て、83年SHARE設立に参加。88年SHARE代表に就任。92年日本赤十字社の委嘱でスリランカ、バングラデシュ2カ国でのPHC事業を評価する。92年より横浜の港町診療所勤務。96年より現職。

# 2

## 高齢者と災害 避難支援策の現状

執筆：岡安 徹也

財団法人国土技術研究センター（JICE）  
調査第一部 上席主任研究員



### ■ 災害時における高齢者の被災の増加

近年、災害時の被災者に占める高齢者の割合が増加しており、観測史上最多となる10個の台風が上陸した2004年には、減少傾向にあった水害による死者・行方不明者数は236人に達し、その約半数を65歳以上の高齢者が占めるという事態が発生した。

新潟・福島豪雨災害では、16人の尊い命が犠牲となり、そのうち13人が65歳以上の高齢者で、体が不自由で避難できなかったり、一人暮らしで逃げ遅れた人がほとんどで、避難するための時間的余裕がなかったことが大きな原因となった。

このほか、多くの避難所が浸水した地域にあり、避難した方が避難所に到達しても、そこが浸水して孤立したり、あるいは避難途中で亡くなられた方もいるなど、さまざまな課題が浮き彫りになった。

高齢者は、一般に体力が衰え、行動力に関する機能が低下しており、特に独居老人や高齢者世帯の場合には、災害情報の受発信に難点がある場合が多い。また、介護を必要とする高齢者や寝たきり老人の場合には、災害時に自力での移動が困難となる。

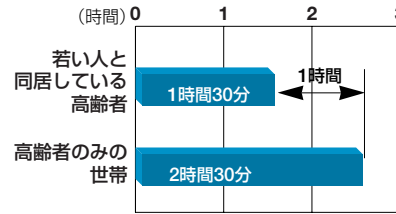
高齢者ばかりでなく、災害時には被災して負傷することで災害時要援護者となり、自力での移動が困難になる可能性がだれにでもある。

### 一般的な災害時要援護者の定義

- ① 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、または困難
- ② 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難
- ③ 危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難
- ④ 危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難

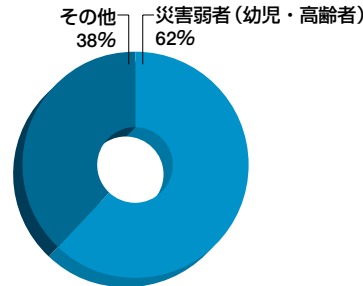
参考文献：1987『昭和62年版防災白書』／国土庁、1986『災害弱者が安心して暮らせる地域を目指して』／国土庁

図1 高齢者が避難に要した時間



出典：2000年東海豪雨で群馬大学の片田敏孝教授が調査した結果

図2 土砂災害による死者・行方不明者に占める災害弱者の割合（1998～2002年）



出典：国土交通省



刈谷田川左岸破堤による浸水被害状況（新潟県中之島町〈当時〉）

これらの災害時要援護者は、水害のみならず、我が国の各地に点在する災害の被災危険性の高い各所に広く居住しており、一たび災害が発生した場合には、新潟・福島豪雨災害や福井豪雨災害のように、死者・行方不明者の過半数を占める状況がどこにでも発生する可能性が高いと考えられる。

これらの災害では、主に以下に示すような課題が浮き彫りとなった。

- ① 防災情報が各地方公共団体的確な防災対応に結びついていない
- ② 避難するための時間的余裕がなかった
- ③ 水害の発生前に避難勧告等の情報が伝わっていない
- ④ 自動車を運転中に冠水した道路で身動きがとれなくなる
- ⑤ 保育所をはじめ多くの小中学校が水に囲まれて孤立

- ⑥ 避難所が水没して孤立
- ⑦ 要援護者の避難生活に対応した避難所の不足
- ⑧ 避難情報を確実に入手できる手段が確保されていない要援護者施設があった

### ■ 高齢者等への災害時支援の取り組み

災害の発生を防ぐための取り組みとして、国土交通省では、土砂災害等の犠牲となりやすい自力避難が困難な災害弱者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設に係る危険箇所について、採択基準の拡充等により、砂防えん堤等の土砂災害防止施設や人工リーフ等の海岸保全施設を重点的に整備しており、2003年度においては、約770ヵ所で実施している。また、土砂災害防止法\*に基づいて、土砂災害特別警戒区域等内の災害弱者関連施設等の建築のための開発行為の制限等を推進している。

一方、避難支援に関する取り組みに関しては、内閣府が、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を2005年3月にとりまとめ、災害時要援護者の支援に関する検討や施策への取り組みを推進しているところである。

これらのガイドラインによって国としての災害時要援護者の支援に関する基本的な方向性は示されているものの、地域レベルではまだ具体的に支援策を実践するまでには結びついていないといえる。

自然災害の発生時に最も優先すべきことは、要援護者をいかにして安全な場所へ迅速かつ円滑に避難させ死傷者を出さないようにするかということである。このためには、自治体を中心となって災害時に以下の取り組みを確実に実施する必要がある。

- ① 避難に時間を要する要援護者のための早めの情報提供
- ② 要援護者の特性に応じた伝達方法の確保
- ③ 要援護者の視点での安全な避難方法の確保
- ④ 要援護者の特性に配慮した避難所施設の整備

主に自治体が主体となって行うべきは①と④であるが、②と③についても、地域やコミュニティの力や要援護者自身の努力が主体であるとはいえ、その力を引き出すためには、自治体の担う役割

は重要である。

これに対して、多くの自治体が必要を感じているものの、防災と福祉とを横断する連携の場を設けていないところが大半で、中心的な役割を担う部署が定まらず、かつそれぞれの地域の特性に応じて地域住民とどのように検討を進め、具体的な支援策を導き出すのか試行錯誤をしているのが実態である。

さらには、個人情報保護が壁となり、高齢者や避難支援者の情報が防災関係者で共有できず、支援策検討の支障となっている実態もある。

### ■ 自治体の取り組みへの支援

当センターでは、前述のような取り組みの現状に対して、自治体の災害時要援護者の避難支援策のための取り組みについて検討するために、「災害時要援護者の避難支援策の具体化のための手引き」を策定した。

手引きは、「I 検討動機編：過去の被災事例からみた教訓や災害時要援護者支援の取り組みの必要性」、「II 現状分析編：支援策の課題の抽出方法とその視点についての解説」、「III 施策例編：個々の地域で抽出された多種多様な課題に対する支援策を検討するための全国の先駆的な対策の事例の提示」、「IV 検討体制編：検討段階における行政内の関係部局の連携強化を図るための体制や地域住民の参画による体制などの解説」を記載している。

地域においては、この手引きを大いに活用いただき、防災力の強化にとどまらず、防犯や高齢者介護などコミュニティに期待されるさまざまな役割について地域で考える契機ともなれど願っている。

\* 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

参考：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」=  
[http://www.bousai.go.jp/chubou/12/siryos3\\_2.pdf](http://www.bousai.go.jp/chubou/12/siryos3_2.pdf)  
「災害時要援護者避難支援ガイドライン」=  
[http://www.bousai.go.jp/hinan\\_kentou/060328/index.html](http://www.bousai.go.jp/hinan_kentou/060328/index.html)  
「災害時要援護者の避難支援策の具体化のための手引き」=  
<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryoutn/tnn0292.htm>

### 岡安 徹也 *Tetsuya Okayasu*

1963年生まれ。埼玉大学工学部卒業。86年(財)国土開発技術研究センター入社。2000年(財)国土技術研究センターに組織名称変更。調査第一部、情報調査室を経て、現職。河川・海岸等の防災に関する施策や技術基準の調査・研究を実施。

図3 災害時要援護者の避難支援策の具体化のための手引きの構成

#### I 検討動機編

- 過去の被災事例からみた教訓
- 災害時要援護者支援の取り組みの必要性

#### II 現状分析編

- 【課題の抽出方法と視点】
- II-1 避難のための情報発信
  - II-2 情報の受信
  - II-3 避難行動(移動)
  - II-4 避難所の整備

#### IV 検討体制編

- IV-1 市町村の検討体制
- IV-2 住民との検討体制

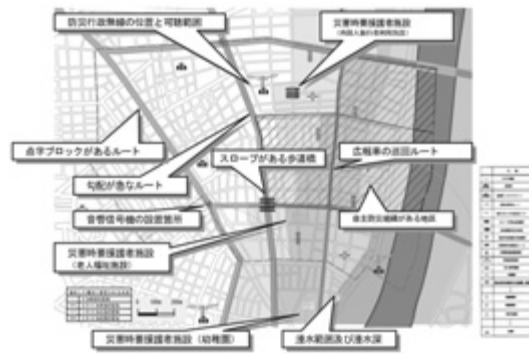
#### III 施策例編

【想定される多種多様な課題】

- 情報収集経路
- 意思決定システム
- 情報提供手法
- 避難所までの移動
- 避難所配置
- 避難時の生活環境の確保

【支援策(案)】

- 全国の先駆的な取り組み事例
- 本研究の取り組み事例



要援護者避難支援検討マップの整理イメージ

# 3

## 高齢者虐待

執筆：塚田 典子

日本大学大学院グローバル・ビジネス研究科 教授  
INPEA日本支部 事務局



### ■ 高齢者虐待防止法制定までの動き

昨今、「児童虐待」のニュースが新聞やメディアで頻繁に取り上げられるようになり、「虐待」という言葉が日常生活の中に定着しつつある。我が国では、2000年の「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)に続いて、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が公布された。さらに、2005年11月には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が公布された。世界でもこれら三つの法律を成立させている国は多くなく、日本はその意味で、三つ目の高齢者虐待防止法の成立によって、法律整備の観点からみる限りでは、家庭内暴力対応“先進国”となったことは大変喜ばしいことである。

実は、この高齢者虐待防止法の法制化は極めて素早い動きであった。例えば、アメリカでは、1974年に「児童虐待防止対策法」が成立してから、92年に連邦レベルの「高齢者法」が成立するまでに18年かかったが、日本は、児童虐待防止法から高齢者虐待防止法成立までのわずか5年で三つの法律を成立させた。

しかし、この高齢者虐待防止法成立に対する国の取り組みは鈍かった。では、何がドライビング・フォースとなったのか？

1番目は、なんといっても自由民主党内での「高齢者虐待に関する勉強会」の開始であろう。南野知恵子参議院議員が、「参議院共生社会に関する調査会」のプロジェクトチームの座長として、DV防止法制定のために多大な功績を残した

ことは周知のことであるが、そのDV防止法の施行から6ヵ月も経過していない2002年2月に、有志の国会議員らと勉強会を立ち上げ、自由民主党本部で行政担当者や有識者を交えて、我が国に適した高齢者虐待防止法の検討を開始した。数回開かれた勉強会で指摘されたことは、我が国で、高齢者虐待が発見されて以来、高齢者虐待に関する知識は蓄積されてきたが、立法担当者が必要とする実証的研究はあまりなかったということである。

これを受けて、厚生労働省は2003年4月1日から翌年3月31日の間に、大掛かりな全国調査である「家庭内における高齢者虐待に関する調査」を素早く行った。そして、この調査結果が、高齢者虐待防止法の法制化に向けて立法担当者に大いに役立ったことはいままでのない。

2番目として、日本弁護士連合会（日弁連）が、2002年頃から「高齢者に対する虐待防止への取り組み——高齢者虐待防止法を展望する」というテーマで、日本弁護士連合会東京本部でシンポジウムを開催し、高齢者虐待防止法の法制化の必要性をアピールしたことも法制化のドライビング・フォースとして挙げられる。

最後に、法制化へ直接的な影響を与えたわけではないが、2003年8月に田中 荘二氏を大会長・理事長（現在の理事長は高崎 絹子氏）として発足した諸学連携型の日本高齢者虐待防止学会（JAPEA）の発足である。第1回の決起総会は日本大学文理学部の100周年記念館で400名強の参加者を得て盛大に行われた。

以上の諸活動が、南野氏の勉強会を軸にして、高齢者虐待という言葉が、メディアの注目を集め、結果的に高齢者虐待に対する一般の人々の意識や啓発にシナジー効果を生み出したことは明らかである。

### ■ 法律からみる「高齢者虐待」の定義

さて、先ほど紹介した南野氏の勉強会の検討結果は、自由民主党内の「高齢者虐待問題検討会」に引き継がれ、さらに、「高齢者虐待問題議員連盟」に格上げされて、立法化への本格的な活動へとつながっていった。最終的に、2005年10月28日に衆議院で、11月1日には参議院で法律案は全会一致で可決され、法律が成立した。

本法律の長所の一つは、国民の誰もが虐待の通報ができるようになっていて（専門職は義務）、このことは、一般の人々への高齢者虐待に関する知識の普及や啓蒙活動になるとともに、通報は、高齢者虐待の早期発見に役立つため、現法律の成立は、我が国の高齢者虐待防止の歴史からみて、非常に大きな足跡を残したといえる。では、高齢者虐待とはどのようなことを指すのであろうか？

「高齢者虐待防止法」では、高齢者虐待を次の五つに定めている。一つ目は、「身体的虐待」で、いわゆる殴る、蹴る、叩く等である。二つ目は、「世話の放任・放棄」で、高齢者に食事や水を与えなかったり、オムツの交換をしなかったりするなどの本来高齢者に必要な世話（義務）を怠ることである。三つ目は、「心

理的虐待」で、高齢者に対して暴言を吐いたり、無視したりして心理的な苦痛を与える言動をすることである。四つ目は「性的虐待」で、高齢者にわいせつな行為をしたり、させたりすることである。そして、最後に、「経済的虐待」で、高齢者の財産を勝手に処分したり、財産上の利益を不当に得たりすることである。

このように高齢者虐待とは、高齢者の意志に反して高齢者に不利益をもたらす言動を指し、必ずしも要介護状態で寝たきりの高齢者だけが虐待を受けるものではなく、健康な高齢者でも虐待を受ける可能性が十分あることがわかる。また、「虐待」という言葉の持つイメージから、叩く、蹴るなどの行為だけを思い起こしかねないが、高齢者を別の部屋に隔離して外に出さなかったりすることも、高齢者虐待になることをここで再度確認したい。

ここで、先ほど述べた全国調査の「家庭内における高齢者虐待に関する調査」の結果（1,991人の担当ケアマネジャーの回答）を少し紹介する。虐待の内容については、「心理的虐待」が一番多く63.6%、次に、「介護・世話の放任」（52.4%）、「身体的虐待」（50.5%）、「経済的虐待」（22.4%）、「性的虐待」（1.3%）であった。また、虐待をされているという自覚を持つ被虐待者である高齢者は45.2%いたが、虐待をしているという自覚のない虐待者が54.1%いることもわかった。さらに、虐待者の続柄による虐待発生の原因は、表1のようであった。

表1 虐待者の続柄別にみる虐待発生の原因

虐待者の続柄	1位	2位	3位
夫	虐待者の介護疲れ 55.2%	虐待者の性格や人格 48.4%	高齢者本人の身体的自立度の低さ 43.4%
妻	虐待者の介護疲れ 51.9%	高齢者本人と虐待者の人間関係 44.9%	虐待者の性格や人格 44.9%
娘	虐待者の性格や人格 52.0%	虐待者の介護疲れ 48.0%	高齢者本人と虐待者の人間関係 45.9%
息子	虐待者の性格や人格 50.1%	高齢者本人と虐待者の人間関係 42.9%	高齢者本人の痴呆による言動の混乱 36.8%
息子の配偶者（嫁）	高齢者本人と虐待者の人間関係 67.8%	高齢者本人の性格や人格 50.9%	虐待者の性格や人格 48.6%

出典：医療経済研究機構 2003「家庭内における高齢者虐待に関する調査報告書（概要）」/p.20 表44「虐待者の続柄別 虐待発生の原因（回答率上位5位）」の一部を表示

## ■ 高齢者虐待防止国際ネットワーク

さて、高齢者虐待を防止するための活動を行っているINPEAという世界的組織のNPOがあるので少し紹介したい。INPEAとは、“International Network for the Prevention of Elder Abuse”の頭文字をとったもので、日本語で、「高齢者虐待防止国際ネットワーク」と呼んでいる。INPEAは、97年8月の、オーストラリアのアデレードで開催された第16回国際老年大会（IAG）で誕生した。この学会は、4年に1度の間隔で、世界のさまざまな所で開催され、毎回世界各国から2,000人以上の高齢者関連の研究者や実践者が集まる。日本人にとってもポピュラーな大会で、97年のアデレード大会には、170名以上の日本人研究者・実践者が参加していたといわれている。実は、このアデレード大会の最中に、インフォーマルな会合を熱心に繰り返していた高齢者虐待を専門とする数人の研究者・実務家があったが、結果的に、彼らがINPEAの創立者メンバーとなり、98年の2月にカナダ・トロントで総会を開催して、正式にINPEA組織を発足させた。今では、INPEA加盟国の数は発足時の6ヵ国から30ヵ国以上となり、世界会長はILC-Argentina理事長で医師のLia Daichmanが精力的に務めている。また、このINPEAは、2003年6月に、国連の高齢者虐待に関する「助言機関」に任命されている。

INPEAの目的は、世界の文化、歴史的背景、およびライフ・スタイルの多様性を認めて、高齢者の不適切な扱いがどこで発生していても、発見し、対応できる我々の社会の能力を、国際的な協力によって強化すべく努力することで、その努力によって、高齢者の人生が虐待、ネグレクト、または搾取から少しでも解放されることを祈ることである。具体的な目標としては、

- ① 高齢者虐待に関する一般市民の知識と理解を求める
- ② 専門職および準専門職に対する高齢者虐待の発見、対応および予防に関する教育や訓練を強化する
- ③ 虐待や世話の放任の犠牲となった高齢者の権利擁護を充実させる
- ④ 虐待およびネグレクトの原因、結果、発生率、および対応と予防に関する研究を進める

の四つである。INPEAは、アフリカ、アジア、ヨーロッパ、ラテン・アメリカ、

北アメリカおよびオセアニア地域の六つに分けられ、筆者はアジア地域の日本国INPEA事務局の代表を務めている。INPEAは、WHO、IAG、ILC等を含む数多くの国際組織と連携して活動し、INPEA電子ニューズレター、INPEA研究レポート、UNレポート等の刊行物も発行している。

筆者は、このINPEAの日本国事務局代表を引き受けてまだ2年にならないが、日本のINPEAの主な活動内容は、ニューズレターの発行（「Japan Digest」と命名）、INPEAから配信される世界のINPEAの活動を紹介する英語版メールの日本国メンバー（希望者）への転送、およびイベントの開催である。すべての活動がボランティアである。毎年6月15日が「世界で高齢者虐待を考える日（WEAAD=World Elder Abuse Awareness Day）」と決められ、世界中同時にWEAADのイベントを開催することとなったので、日本では、2006年6月15日の午前10時から2時間、第1回目の「世界で高齢者虐待を考える日（WEAAD）」のイベントを開催した。日本が日付変更線の関係で、世界で最初に



WEAADのキックオフイベント会場風景

第1回目のWEAADイベントを開催することになるので、記念すべきキックオフイベントとなった。場所は、東京都・池袋の淑徳大学サテライトキャンパスで、講師2名（JAPEA理事長・高崎絹子氏およびILC-Japan事務局長・志藤洋子氏）を含む計24名の参加者で、まずまずの出だしとなった。当日は、国際電話を用いて、INPEA創立者メンバーの1人である世界会長のLia Daichmanと、同じく創立者メンバーの1人でアジア地域代表理事の多々良紀夫氏が、スピーカーフォンで会話。世界会長から会場の参加者に祝辞をもらった。また、WHOは、高齢者関連プログラムの長であるDr. Alexandre Kalacheが、国連本部の第2会議室で、第1回WEAADのイベントを開催した。今年も6月15日が間もなくやってくるが、WHOは、今年本部があるジュネーブで第2回目のWEAADのイベントを開催する予定であるという。

現在、INPEAの日本会員数はようやく50名を超えたところで、これからが正念場であると思っている。

## ■ 「人権擁護」であり「福祉」の法律

最後に、国レベルで高齢者虐待防止法が成立したのは、日本が世界で3番目である（1番目はアメリカ、2番目は韓国）。我が国の法律が他国と比べてユニークな点は、高齢者虐待への対応に関する「国民の義務」を課していることと、「養護者の支援プログラム」が含まれていることである。前者は、「高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない」と書かれており、地方公共団体がどのようにこの「国民の義務」を現場で実践・展開していくことができるかで、日本の高齢者虐待の防止、早期発見、早期介入システムの姿は大きく変わってくると思われる。

さらに、先述した高齢者虐待に関する全国調査結果の中で、「虐待者の介護疲れ」が高齢者の身体的虐待の発生原因の1位であったことから、高齢者の養護者に対する支援プログラムが法律に含まれた。このことは、我が国の高齢者虐待防止法が、「人権擁護」の法律であると同時に「福祉」の法律であることを明確に示している。このように高齢者虐待防止法が、「福祉」の法律として成立したのは、世界で初めてのことである。以上のことから、我が国の高齢者虐待防止への取り組みに関する実践事例や報告は、今後、非常に画期的な先事例として、世界、特にアジアの国々から注目を集めることは間違いのないであろう。

### 【参考文献】

- ・ 多々良紀夫 2007 「高齢者虐待の現状と高齢者の権利擁護」／三浦文夫編『図説 高齢者白書 2006年度版』／全国社会福祉協議会

### 塚田 典子 *Noriko Tsukada*

1959年生まれ。福岡教育大学大学院修了（教育学修士）後、オハイオ州マイアミ大学で老年学修士号。97年にUCLA公共政策および社会研究学部社会福祉学科でPh.D.取得。98年同大学非常勤講師を経て、99年日本大学大学院グローバル・ビジネス研究科助手、2001年助教授、2005年より現職。主な著書に『アメリカ、オーストラリア、カナダ、ノルウェー及びラテンアメリカ諸国における高齢者虐待早期発見・早期介入システム』（共監訳、明石書店）、『老年学の視点からみた高齢者虐待』（分担執筆、中央法規）、『イギリス・ドイツ・オランダの医療・介護分野の外国人労働者の実態』（共編著、国際社会福祉協議会日本国委員会）などがある。日本高齢者虐待防止学会評議員、高齢者虐待防止国際ネットワーク（INPEA、国連助言機関）日本国事務局代表を務める。